

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

事業者集中申告標準に関する規定

（2008年8月3日国務院令第529号により公布、同日施行

2018年9月18日「一部行政法規の改正に関する国務院の決定」により第1回改正

2024年1月22日国務院令第773号により第2回改正）

- 第1条 事業者集中の申告標準を明確にするため、「中華人民共和国反独占法」に基づき、本規定を制定する。
- 第2条 「事業者集中」とは、次の各号に掲げることをいう。
- （一）事業者が合併すること。
 - （二）事業者が出資持分権又は資産を取得する方式を通じて他の事業者に対する支配権を取得すること。
 - （三）事業者が契約等の方式を通じて、他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対し決定的影響を与えられるようになること。
- 第3条 事業者集中が次の各号に掲げる標準のいずれかに到達する場合には、事業者は、事前に国務院反独占法律執行機構に申告しなければならない。申告していない場合には、集中を実施してはならない。
- （一）集中に参加する全ての事業者の前会計年度の全世界における売上高が合計で120億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元を超えること。
 - （二）集中に参加する全ての事業者の前会計年度の中国国内における売上高が合計で40億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元を超えること。
- 売上高の計算については、銀行、保険、証券、先物等の特殊な業種又は領域の実情を考慮しなければならない。具体的な弁法は、国務院反独占法律執行機構が国務院の関係部門と共同して制定する。
- 第4条 事業者集中が本規定第3条所定の申告標準には到達していないものの、当該事業者集中が競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する虞がある旨を証明する証拠がある場合には、国務院反独占法律執行機構は、申告するよう事業者に要求することができる。
- 第5条 事業者が本規定第3条及び第4条の規定どおりに申告を行わない場合には、国務院反独占法律執行機構は、法により調査を行わなければならない。
- 第6条 国務院反独占法律執行機構は、経済発展の状況に基づき、本規定で確定した申告標準の実施状況について評価を行わなければならない。
- 第7条 本規定は、公布の日から施行する。

（法令原文名称：关于经营者集中申报标准的规定）